

第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 次の記述は、電波法の目的及び電波法に定める定義について述べたものである。電波法（第1条及び第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法は、電波の A な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。
 ② 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための B をいう。
 ③ 「無線局」とは、無線設備及び C の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

	A	B	C
1	公正かつ公益的	電气的設備	無線設備の操作並びにその監督を行う者
2	公平かつ能率的	通信設備	無線設備の操作並びにその監督を行う者
3	公平かつ能率的	電气的設備	無線設備の操作を行う者
4	公正かつ公益的	通信設備	無線設備の操作を行う者

A-2 次の記述は、アマチュア無線局の予備免許を受けた者が工事設計を変更しようとする場合等について述べたものである。電波法（第8条及び第9条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、電波法第8条の予備免許を受けた者から A ときは、予備免許を与える際に指定した工事落成の期限を延長することができる。
 ② 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣 B なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
 ③ ②の変更は、 C に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に合致するものでなければならない。

	A	B	C
1	届出があった	に届け出	周波数、電波の型式又は空中線電力
2	届出があった	の許可を受け	送信装置の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲
3	申請があった場合において、相当と認める	の許可を受け	周波数、電波の型式又は空中線電力
4	申請があった場合において、相当と認める	に届け出	送信装置の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲

A-3 次の記述は、無線局の落成後の検査等について述べたものである。電波法（第10条及び第11条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類（以下「無線設備等」という。）について検査を受けなければならない。
 ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項又は第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、その A を省略することができる。
 ③ 電波法第8条（予備免許）第1項第1号の工事落成の期限（同条第2項の規定による期限の延長があったときは、その期限）経過後 B 以内に①の届出がないときは、総務大臣は、その無線局の C しなければならない。

	A	B	C
1	検査	2週間	免許を留保
2	一部	30日	免許を留保
3	検査	30日	免許を拒否
4	一部	2週間	免許を拒否

A-4 アマチュア無線局の廃止、免許状の返納及び電波の発射の防止に関する次の記述のうち、電波法（第22条、第23条、第24条及び第78条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、その無線局を廃止するときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。
 2 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
 3 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1箇月以内にその免許状を返納しなければならない。
 4 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。

A-5 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示したものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、電波の型式の記号表示と電波の型式の内容が適合するものを下の表の1から5までのうちから一つ選べ。

区分 番号	電波の 型式の 記号	電 波 の 型 式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	A 2 A	振幅変調であって両側波帯	デジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの	電信であって聴覚受信を目的とするもの
2	C 3 F	振幅変調であって独立側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	ファクシミリ
3	D 7 D	同時に、又は一定の順序で角度変調及びパルス変調を行うもの	デジタル信号である2以上のチャンネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
4	G 1 B	角度変調であって位相変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用するもの	電信であって自動受信を目的とするもの
5	R 3 E	振幅変調であって低減搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）

A-6 無線設備の安全施設に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第21条の3、第22条、第25条及び第26条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 無線設備は、破損、発火、発煙等により人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがあってはならない。
- 無線設備の空中線系には避雷器又は接地装置を、また、カウンターポイズには接地装置をそれぞれ設けなければならない。ただし、26.175MHz未満の周波数の電波を使用する無線局の無線設備及び陸上移動局又は携帯局の無線設備の空中線については、この限りでない。
- 送信設備の空中線、給電線又はカウンターポイズであって高圧電気（注）を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から2.5メートル以上のものでなければならない。ただし、次の(1)又は(2)の場合は、この限りでない。
 (1) 2.5メートルに満たない高さの部分が、人体に容易にふれない構造である場合又は人体が容易にふれない位置にある場合
 (2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入しない場所にある場合
 注 高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。以下4において同じ。
- 高圧電気を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、外部より容易にふれることができないように、絶縁しゃへい体又は接地された金属しゃへい体の内に収容しなければならない。ただし、取扱者のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

A-7 送信装置の周波数の安定のための条件に関する次の記述のうち、無線設備規則（第15条及び第16条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその許容偏差内に維持するため、発振周波数が総務大臣の行う検定に合格した検査機器の回路によりあらかじめ試験を行って決定されているものであること。
- 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り外圍の温度又は湿度の変化によって影響を受けないものでなければならない。
- 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り電源電圧又は負荷の変化によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
- 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起こり得る振動又は衝撃によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

A-8 アマチュア無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第53条及び第54条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 無線局を運用する場合においては、呼出符号は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 無線局を運用する場合においては、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

A-9 次の記述は、送信設備に使用する電波の質及び周波数の許容偏差について述べたものである。電波法（第28条）、電波法施行規則（第2条）及び無線設備規則（第5条及び別表第1号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、 A の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の B の基準周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、100万分率又はヘルツで表す。
- ③ 9kHzを超え526.5kHz以下の周波数の電波を使用するアマチュア局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は C とする。

	A	B	C
1	帯域外発射	特性周波数	100万分の500
2	高調波	特性周波数	100万分の100
3	帯域外発射	代表周波数	100万分の100
4	高調波	代表周波数	100万分の500

A-10 虚偽の通信を発した者に対する罰則に関する次の記述のうち、電波法（第106条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 自己若しくは他人に利益を与え、又は他人に損害を加える目的で、故意に虚偽の通信を発した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 2 自己の不正な利益を図り、又は他人に損害を加える目的で、無線設備によって虚偽の通信を発した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 3 自己若しくは他人に利益を与え、又は他人に損害を加える目的で、無線設備によって虚偽の通信を発した者は、3年以下の懲役又は150万円以下の罰金に処する。
- 4 自己の不正な利益を図り、又は他人に損害を加える目的で、故意に虚偽の通信を発した者は、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処する。

A-11 次の記述は、無線局が相手局を呼び出そうとする場合（注）の措置について述べたものである。無線局運用規則（第19条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合並びに海上移動業務以外の業務において他の通信に混信を与えないことが確実である電波により通信を行う場合を除く。

無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、 A に調整し、 B その他必要と認める周波数によって聴守し、 C を確かめなければならない。

A	B	C
1 受信機を最良の感度	相手局の送信周波数及びその隣接周波数	重要無線通信に妨害を与えないこと
2 空中線の整合を十分	自局の発射しようとする電波の周波数	重要無線通信に妨害を与えないこと
3 空中線の整合を十分	相手局の送信周波数及びその隣接周波数	他の通信に混信を与えないこと
4 受信機を最良の感度	自局の発射しようとする電波の周波数	他の通信に混信を与えないこと

A-12 アマチュア局の無線電話通信における不確実な呼出しに対する応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第14条、第18条及び第26条並びに別表第4号）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「呼出しを反復してください」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 2 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 3 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。
- 4 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、その呼出符号が確実に判明するまで応答してはならない。

A-13 次の記述は、無線電信通信における通報の送信の終了及び通信の終了について述べたものである。無線局運用規則（第12条、第13条、第36条及び第38条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な略符号を表すモールス符号の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 通報の送信を終了し、他に送信すべき通報がないことを通知しようとするときは、送信した通報に続いて次の(1)及び(2)に掲げる事項を順次送信するものとする。

(1)

(2)

② 通信が終了したときは、「」を送信するものとする。ただし、海上移動業務以外の業務においては、これを省略することができる。

	A	B	C
1	— · · · · —	— · · —	— · — · · — · · ·
2	· — · — ·	— · · —	· · · — · —
3	· — · — ·	— · —	— · — · · — · · ·
4	— · · · · —	— · —	· · · — · —

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-14 無線電信通信において次の略符号を表すモールス符号のうち、「同一の伝送の異なる部分を分離する符号」を示す略符号を表したものはどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 — · · · · —
- 2 · — ·
- 3 · — · · ·
- 4 — · · · · — · —

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-15 無線電信通信において次の略符号を表すモールス符号のうち、「そちらは、通信中ですか。」を示すQ符号及び問符を表したものはどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 — · — · · · · — · — · · · · · · — · · ·
- 2 — · — · · · · — · — · · · · · · — · · ·
- 3 — · — · · · · — · — · · · · · · — · · ·
- 4 — · — · · · · — · — · · · · · · — · · ·

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-16 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せのうち、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、その組合せが適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

	字句	モールス符号
1	Z JWSERBAD I	— · · · · · — · — · — · · · · · · · — · — · · · · · · — · · · · ·
2	GULNSXHONT	— · · · · · — · — · — · · · · · — · · · · — · · · — · · · — · · · — · · · — · · ·
3	BETNLUV JRO	— · · · · · · — · — · — · · · · · · · — · · · · — · · · — · · · — · · · — · · ·
4	MOEKS RUF CG	— · — · — · — · — · · · · · — · — · — · · · · · — · · · — · · · — · · · — · · ·

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-17 次の記述は、アマチュア無線局の無線設備が技術基準に適合していない場合について述べたものである。電波法（第71条の5及び第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を A する無線局の免許人に対し、 B ことを命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①を命じたときは、 C を無線局に派遣し、その無線設備等（注1）を検査させることができる。

注1 無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類をいう。

	A	B	C
1	使用	その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべき	その職員
2	所有	3箇月以内の期間を定めて無線局の運用を停止する	その職員
3	使用	3箇月以内の期間を定めて無線局の運用を停止する	登録検査等事業者（注2）
4	所有	その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべき	登録検査等事業者（注2）

注2 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

A-18 電波の発射の停止の命令に関する次の記述のうち、電波法（第72条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線局が免許状に記載された周波数以外の周波数の電波を使用して運用していると認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- 2 総務大臣は、無線局が免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて運用していると認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- 3 総務大臣は、無線局の発射する電波が重要無線通信に混信その他の妨害を与えていると認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。
- 4 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。

A-19 アマチュア無線局の免許の取消しに関する次の記述のうち、電波法（第76条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、免許人が正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き5年以上休止したときは、その免許を取り消すことができる。
- 2 総務大臣は、免許人が電波法第72条（電波の発射の停止）第1項の電波の発射の停止の命令に従わないときは、その免許を取り消すことができる。
- 3 総務大臣は、免許人が不正な手段により電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による指定の変更を行わせたときは、その免許を取り消すことができる。
- 4 総務大臣は、免許人が刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当するに至ったときは、その免許を取り消すことができる。

A-20 次の記述は、無線局の免許人が総務大臣に対して行う報告について述べたものである。電波法（第80条及び第81条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局の免許人は、次の(1)から(3)までに掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- (1) 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったとき。
 - (2) 電波法又は A に基く命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
 - (3) 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。
- ② 総務大臣は、 B その他無線局の C と認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

	A	B	C
1	電波法	無線通信の秩序の維持	適正な運用を確保するため必要がある
2	放送法	混信の除去	適正な運用を確保するため必要がある
3	放送法	無線通信の秩序の維持	電波の規整等公益上必要がある
4	電波法	混信の除去	電波の規整等公益上必要がある

A-21 「有害な混信」の定義に関する次の記述のうち、国際電気通信連合憲章附属書（第1003号）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「有害な混信」とは、国際電気通信業務その他の安全業務の運用を妨害し、又は主管庁が定める規則に従って行う無線通信業務の運用に悪影響を与え、若しくはこれを反復的に中断し若しくは妨害する混信をいう。
- 2 「有害な混信」とは、無線航行業務その他の安全業務の運用を妨害し、又は無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれを反復的に中断し若しくは妨害する混信をいう。
- 3 「有害な混信」とは、無線航行業務の運用を阻害し、又は主管庁が定める規則に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれを意図的に干渉し若しくは妨害する混信をいう。
- 4 「有害な混信」とは、国際電気通信業務の運用を阻害し、又は無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に悪影響を与え、若しくはこれを意図的に干渉し若しくは妨害する混信をいう。

A-22 次の記述は、国際電気通信連合憲章等に係る違反の通告について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、この違反について **A** に報告する。
- ② 局が行った重大な違反に関する申入れは、これを認めた主管庁が **B** に行わなければならない。
- ③ 主管庁は、その権限が及ぶ局が国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を行ったことを知った場合には、その事実を確認して **C** 。

A	B	C
1 その局の属する国の主管庁	この違反を行った局	国際電気通信連合の事務総局長に通報する
2 その局の属する国の主管庁	この局を管轄する国の主管庁	必要な措置をとる
3 国際電気通信連合の事務総局長	この違反を行った局	必要な措置をとる
4 国際電気通信連合の事務総局長	この局を管轄する国の主管庁	国際電気通信連合の事務総局長に通報する

A-23 次の記述は、許可書について述べたものである。無線通信規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信局は、その属する国の政府又はこれに代わる者が適当な様式で、かつ、無線通信規則に従って発給する許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、 **A** ことができない（無線通信規則に定める例外を除く。）。
- ② 許可書を有する者は、 **B** に従い、 **C** を守ることを要する。

A	B	C
1 管理し、又は保守する	国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定	無線通信の規律
2 管理し、又は保守する	その属する国の法令	電気通信の秘密
3 設置し、又は運用する	その属する国の法令	無線通信の規律
4 設置し、又は運用する	国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定	電気通信の秘密

A-24 次の記述は、異なる国のアマチュア局相互間の無線通信等について述べたものである。無線通信規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 異なる国のアマチュア局相互間の伝送は、アマチュア衛星業務の地上コマンド局と宇宙局との間で交わされる制御信号を除き、 **A** されたものであってはならない。
- ② アマチュア局は、 **B** に限って、 **C** の伝送を行うことができる。主管庁は、その管轄下にあるアマチュア局への本条項の適用について決定することができる。

A	B	C
1 意味を隠すために暗号化	緊急時及び災害救助時	第三者のために国際通信
2 意味を隠すために暗号化	主管庁相互間の特別とりきめがある場合	アマチュア局以外の局との国際通信
3 伝送能率を高めるために高速化	主管庁相互間の特別とりきめがある場合	第三者のために国際通信
4 伝送能率を高めるために高速化	緊急時及び災害救助時	アマチュア局以外の局との国際通信

B-1 次の記述は、アマチュア無線局の免許状の訂正について述べたものである。電波法（第21条）及び無線局免許手続規則（第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 免許人は、 ア に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
 - ② 免許人は、①の免許状の訂正を受けようとするときは、次の(1)から(5)までに掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。
 - (1) 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その イ
 - (2) 無線局の ウ
 - (3) 識別信号
 - (4) 免許の番号
 - (5) 訂正を受ける箇所及び訂正を受ける エ
 - ③ ②の申請があった場合において、総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。
 - ④ 免許人は、新たな免許状の交付を受けたときは、 オ 旧免許状を返さなければならない。
- | | | | |
|----------------|---------------------------------|----------|--------|
| 1 免許状に記載した事項 | 2 氏名又は名称及び住所並びに無線従事者の資格及び免許証の番号 | | |
| 3 社団の理事の氏名及び住所 | 4 代表者の氏名 | 5 種別及び局数 | 6 免許の日 |
| 7 1箇月以内に | 8 遅滞なく | 9 内容 | 10 理由 |

B-2 次の記述は、送信空中線の型式及び構成等について述べたものである。無線設備規則（第20条及び第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 送信空中線の型式及び構成は、次の(1)から(3)までに適合するものでなければならない。
 - (1) 空中線の ア がなるべく大であること。
 - (2) イ であること。
 - (3) 満足な指向特性が得られること。
 - ② 空中線の指向特性は、次の(1)から(4)までに掲げる事項によって定める。
 - (1) 主輻射方向及び副輻射方向
 - (2) ウ の主輻射の角度の幅
 - (3) 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を エ もの
 - (4) オ よりの輻射
- | | | | | |
|---------|-------|-------|----------|------------|
| 1 調整が容易 | 2 垂直面 | 3 乱す | 4 放射効率 | 5 カウンターポイズ |
| 6 整合が十分 | 7 水平面 | 8 妨げる | 9 利得及び能率 | 10 給電線 |

B-3 次の記述は、無線通信（注）の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 ア 相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを イ ではならない。
 - ② 無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は イ た者は、 ウ に処する。
 - ③ エ がその業務に関し知り得た②の秘密を漏らし、又は イ たときは、 オ に処する。
- | | | | |
|-----------------------|-----------|------------------------|-----------------|
| 1 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 | 2 窃用し | 3 不特定の | 4 無線通信の業務に従事する者 |
| 5 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 | 6 他人の用に供し | 7 免許人 | |
| 8 3年以下の懲役又は150万円以下の罰金 | 9 特定の | 10 4年以下の懲役又は200万円以下の罰金 | |

B-4 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せについて、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、その組合せが適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

字句	モールス符号
ア GESTHOUPBY	--- - --- . . - . --- -
イ DBUPRGMENL	- . . - - . --- - . . -
ウ IKURNTSBCH	. . - . - . . - . - . - . - . . . - - . ---
エ RIDGEKARMB	. - . . . - . . - - . - . . - . . -
オ DERHAPNIER	- - - . --- . - -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B-5 次の記述は、免許等を要しない無線局及び受信設備に対する監督について述べたものである。電波法（第82条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務大臣は、電波法第4条（無線局の開設）第1号から第3号までに掲げる無線局（以下「免許等を要しない無線局」という。）の無線設備の発する電波又は受信設備が副次的に発する電波若しくは高周波電流が他の無線設備の機能に ア な障害を与えるときは、その設備の イ に対し、その障害を ウ するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ② 総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備について又は放送の受信を目的とする エ について①の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を オ させることができる。

- | | | | | |
|------------|-----------|---------|---------------|-------|
| 1 施設者又は利用者 | 2 重大 | 3 実地に調査 | 4 受信設備以外の受信設備 | 5 排除 |
| 6 所有者又は占有者 | 7 継続的かつ重大 | 8 検査 | 9 受信設備 | 10 除去 |

B-6 無線局の技術特性に関する次の記述のうち、無線通信規則（第3条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 局において使用する装置の選択及び性能並びにそのすべての発射は、無線通信規則に適合しなければならない。
- イ すべての無線局において、可能な限り、スペクトルの効率的な使用に適するデジタル通信技術の使用が推奨される。
- ウ 発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。このためには、一般的には、周波数帯幅を技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持することが必要である。
- エ 受信機の動作特性は、その受信機が、そこから適当な距離にあり、かつ、無線通信規則に従って運用している送信機から混信を受けることがあることを許容するものとする。
- オ 局において使用する装置は、ITU-Rの関係勧告に従い、周波数スペクトルを最も効率的に使用することが可能となる信号処理方式をできる限り使用するものとする。この方式としては、取り分け、一部の周波数帯幅拡張技術が挙げられ、特に振幅変調方式においては、単側波帯技術の使用が挙げられる。